

新任監査役のための法律知識

あなたは今日から監査役です。商法第2編、第4章、第3節の会社の機関の一つとして、第3款に登場する、あの監査役です。商法234条の規定により開催された、本日の定時総会において、商法230条の10による総会の権限で、商法280条1項・254条1項の選任に関する規定に基づき、商法239条1項の普通決議により、株主から選任されました。

あなたが代表取締役に対し予め就任の内諾を与えている場合、総会で選任された時点から直ちに、あなたと会社との間には商法280条1項、254条3項の規定により、民法643条の委任の関係が生じます。従ってあなたは今日から善良な管理者としての注意義務を果たす必要があります。商法273条に規定する4年間の任期の間、商法274条に基づき、取締役の職務の執行を監査し、監査役監査基準第2章の職責と心構えを尊重して、企業不祥事を防止し、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する役割を果たさねばなりません。あなたの仕事の成果は、約1年後に商法特例法14条各項で規定された監査役会作成の、同条3項(商法281条の3第2項を準用)の監査報告書に集約されることとなります。あなたの会社が、商法特例法第1条の2第1項に定義される大会社の場合は、総会直後に開催される、同法18条の2に規定される監査役会もしくは監査役の協議の場において、同法18条2項に基づき常勤監査役を互選することから早速あなたの仕事は始まります。

と、これだけ見ても、あなたの周りは法律や規則で取り囲まれています。今日からあなたの一挙手一投足は、箸の上げ下げまでとはいいませ

んが、少なくとも会社の業務上の行為はすべて法律に裏付けされているといっても過言ではありません。

もちろん商法関連の法律だけではなく、民法、証券取引法、独禁法、税法、環境に係わる法律、暴力団対策法等、法律は山ほどあります。

あなたの立場を明確にしてくれる法律、これから監査業務を推進する上でその根拠となってくれる法律、取締役が会社業務を遂行するために必要としている法律、一般的なものもあれば、業界特有のものもあるでしょう。

法律はあなたにとって最大の武器であり、味方になってくれるものもあります。

反面一旦これに反すれば、牙をむく恐ろしい敵にもなりかねません。もちろん全部マスターすることは至難の業ですし、法律学者になる訳ではありませんから、その必要もありません。

とりあえず明日からの監査役の業務に必要なことを、順次少しずつ身につけていけばよいでしょう。さしあたりは広く浅く知識を吸収することが肝要です。

それ以上に突っ込んで調べたい事項が出てくれば、それなりの専門書にアタックして調べればよいでしょう。

監査役を引き受けた以上は、法律が苦手とは言っていただけません。さあ、今日から始めましょう。

・監査役業務に必要な法律又は規則

まず監査役が係わる法律又は規則類としてはどのようなものがあるのか見ておきましょう。監査役は取締役が違法行為をしないか監視する立場にある以上、およそ会社の経営や事業運営に関係する法律に

についてはすべて無縁ではあり得ない訳ですが、比較的汎用性のある法律をピックアップしてみると、参考資料4のようなものがあります。

・当面必要な法律の勉強方法の一例

各人の持っている基礎知識のレベルに応じて全く異なってきますが、ここでは全然法律知識を持たない人が監査役になった場合を対象に考えることにします。

法律の条文を逐条的に追ってその解釈を学ぶことは、たとえやさしい解説書であっても無味乾燥であり、余程興味と適性のある方は別として、余りお勧めできません。

できるだけ、自分の業務に直結する部分から漸次取り込んでいくのがよろしいかと思えます。

なお、当面監査役小六法があれば必要な法律は大抵掲載されていますが、民法・刑法・独禁法等、いずれ必要になりますので、ポケット版程度の小六法も準備しておきましょう。

また、最近は大抵の法律はインターネットでも検索できますので大変便利になっています。大いに活用しましょう。

1. 商法関連の法規

まずは次の商法関連の法規から取りかかるのが妥当でしょう。

- ・商法
- ・商法特例法（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律）
- ・商法施行規則

その具体的な取り組み方法としては次のような方法を参考までにお勧めします。

(1) 監査役業務に関する書籍の熟読

監査役業務に関する総括的な手引書を勉強し、その中で引用されている法律の条文を、面倒がらずに監査役小六法にあたりながら見るのが一つの方法でしょう。

お勧めできる書物としては、例えば前掲の「監査知識」の項でも紹介されている

「監査役 of 法律と実務」森井英雄著 日本監査役協会
があります。もちろん書店に行けば他にも沢山並んでいますが、自分の好みで1冊を選べば充分です。

「監査役 of 法律と実務」の場合、415頁ありますので、これだけ集中して勉強しても結構2ヶ月程度はかかるでしょう。この本は法律のみならず監査役の業務に必要な事項はほとんど網羅されています。

(2) 監査報告書の逐条的分解と根拠法規の確認

監査役 of 業務は株主総会直前に作成する監査報告書に集約されます。この監査報告書については日本監査役協会で作成した「ひな型」があり、それを画一的に使用することの良し悪しについては議論もありますが、各社これを参考にして、自社の特徴的な事項があれば、若干の事項を付加しているのが実情です。監査役 of 1年間の業務はこの監査報告書に自信を持って署名押印できるためにあるともいわれていますが、そもそもこの報告書のひな型はほとんど100パーセント法律によって規定された文章から構成されています。

従ってこの報告書の文章を逐条的に分解してその根拠法規を確認しておくことは日常の監査業務においても極めて有益なことと思われます。最低限必要な法律の条文を知るにはもっとも手っ取り早いかもしれません（参考資料5）。

(3) 監査役監査基準の確認

平成16年2月、監査役監査基準が改定されました。この基準は法律ではありませんが、監査役の心構えや、監査にあたっての基準や行動指針等について明示されていますので、早い機会に是非一読される必要がありますが、同時に各基準の項目についてその根拠法規を記載した資料もありますので、これもその都度条文を確認しながら読まれると有益かと思えます（日本監査役協会ホームページ <http://www.kansa.or.jp> = 協会ニュース = 2004年2月19日付「商法等関連法規対比表」参照）。

また、これを受けて作成された別添の監査役監査実施要領にもそれぞれの参考条文が記載されています。

(4) ポイントを絞った条文チェック

以上の3項目がクリアできれば申し分ないですが、それすら煩わしいという方のために、商法関連の法規に関して、特に主要と思われる条文と、監査役としてさしあたり知っておきたいポイントを別紙に整理してみました。

標準的な監査役を対象に、最低限必要と思われることのみ列記し、特殊な事項や該当会社数が少ないと思われる事項は思い切って省略していますので、各社の実情に応じて、取捨選択、あるいは追加で勉強して頂きたいと思えます（参考資料6）。

以上で監査役制度と業務の遂行に関して最低限必要な法律の勉強は一通り終わりました。

ただし、監査役として最も大切なリーガルマインドは、決してこのような法律知識だけではありません。たとえ法律を知らなくてもあな

たが長年にわたる会社生活、人生経験を通じて培ってこられた、常識、良識という強い味方もあります。まずあなた自身がけっして間違っただけをしなないように決心すること、さらには社長はじめ会社の役員、従業員全員に間違っただけをさせないような遵法の風土を社内で醸成すること、万一間違いの起こりそうな気配を感じたときには身をもってこれを阻止する勇気を持つことが、責任の取れる監査役として何よりも大切なことです。

これだけ理解してもらえれば、あなたはもう一人前の監査役です。自信を持って日常の監査業務に取り組んでください。

2. 商法以外の法律

監査業務を遂行していくと、商法以外にもいろいろな法律に直面するケースが出てくると思います。これらについては、その都度関係書物や講習会で知識を身につけていきましょう。比較的早く必要になると思われる商法以外の法律としては次のようなものがあります。

(1) 証券取引法

商法関連の法律以外で、最も関係深い法律の一つに証券取引法があります。

この法律は有価証券の発行からその流通にわたって総合的に規制している法律です。会社情報の外部に対する適時・適切な開示の面でも重要な役割を果たしています。かつては、

商法 債権者保護 営業報告書 計算書類規則 監査役監査
証取法 投資家保護 有価証券報告書 財務諸表等規則 公認会計士監査

といった並列的な理解が一般的でしたが、商法と証取法の歩み寄りに

より、その垣根は限りなく低くなってきています。例えば昭和 49 年には商法決算の中にも公認会計士による監査が組み込まれ、一方監査役監査の対象に、取締役の重要な職務執行の一環として有価証券報告書や決算短信等まで含めるのが普通となってきています。

この法律は極めて難解で読みにくく書かれています。逐条的に学習する必要はないでしょう。知っておきたいポイントは参考資料 7 のとおりです。

(2) 税法関連

新聞紙上でも脱税や重加算税の課税等の報道が跡を絶たず、税法関連の知識もある程度は必要ではありますが、税法や租税特別措置法も極めて難解な表現であり、かつ実際の税務処理はもっと具体的で膨大な基本通達類によって行われているケースも多く、逐条的に条文を勉強する必要はないでしょう。

むしろ次のステップである、会計に関する知識に関連して、課税の基本的な仕組みと、主要な申告書別表の見方を勉強する過程で、どうしても知りたい関連条項があれば、それを勉強する程度で充分と思われる。

(3) 独禁法

商法上の利益供与、刑事法上の贈賄と並んで、一旦ことを起こせば会社の命取りにもなりかねないのがカルテル行為であり、これを規制するのが独禁法です。この法律もなかなか体系立てて勉強するのは大変ですが、各社の業界事情に応じたある程度の知識を得ておく必要があります。

特にカルテル行為は事態が発生してからでは手遅れで、予防措置が

肝要です。関連法規も含め主要な知っておきたいポイントのみ参考資料 7 に紹介しました。

なお、独禁法関連については特に欧米でも厳しい規制があり、国際的に事業展開されている企業では諸外国の規定についてもおよその理解をしておくことが望ましいでしょう。

(4) 環境関連の法律

企業の社会的責任が追及される中、環境関連の法律も監査役にとっては重大な意味を持ってきます。

最も基本的な法律としては、昭和 43 年制定の「公害対策基本法」を引継ぐものとして、平成 5 年に制定された「環境基本法」があります(参考資料 7)。また、この理念をうけて、資源の有効活用をはかり、環境負荷を低減することを目的に「循環型社会形成推進法」が平成 13 年から施行されています。

この関連では「資源有効利用促進法」や「廃棄物処理法」があります。さらに個別の商品を対象にした、食品、建設資材、家電、容器包装等のリサイクル法もあり、国が率先して再生品の調達を推進するための「グリーン購入法」も制定されました。

その他公害規制や環境保全に関しては「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「騒音規制法」、「土壌汚染対策防止法」などもあります。

特にメーカーの監査役の方はこれらの法律は避けて通れないところです。

環境関連だけでもまだまだ他にも沢山の法律や規則があるでしょうが、広範な内容になりますので、各社の業種や事業内容に応じて、それぞれ必要な法律又は規則から漸次ポイントを掴むようにしていけばよいでしょう。

これらはやはり予防措置が肝要ですし、日常の事業所往査の際にも一つのポイントになるはずです。

(5) その他の法律

その他にも、製造物責任法、知的財産関連の法律、暴力団対策法はじめ監査役が念頭においておきたい法律はまだまだあります。ただし企業により、例えばメーカーかサービス業か金融機関か等によって、あるいは関連業界の特殊な事情、又は時代環境等により、必要性の重点のおかれ方が全く違って来るものと思われます。従って自社の監査の必要性に応じて適宜取捨選択して勉強をするようにしてください。

以上

参考資料4 . 会社の経営、事業運営に関連する主要な法律又は規則等 の一覧例

公法

〔憲法〕

* 個人情報保護法

〔国会・選挙法〕

* 政治資金規正法

〔行政・警察・租税・環境法〕

* 国家公務員法・地方公務員法・国家公務員倫理法・国家公務員倫理規定・公職にある者等のあつせん行為による利得等処罰に関する法律他

* 所得税法・法人税法・消費税法・印紙税法・地方税法他

* 暴力団対策法・消防法他

* 環境基本法・循環型社会形成推進法・資源有効利用促進法・廃棄物処理法・各種リサイクル法(食品・建築資材・家電・容器包装・自動車)・グリーン購入法・大気汚染防止法・騒音規制法・水質汚濁防止法・振動規制法、悪臭防止法・土壌汚染対策防止法・公害紛争処理法他

民事法

〔民法〕

* 民法・民事訴訟法・不動産登記法・製造物責任法他

〔商法〕

* 商法・商法特例法・商法施行規則(計算書類規則、監査報告書規則、参考書類規則が合体したもの)・商業登記法・有限会社法・手形法・小切手法

刑事法

〔刑法〕

* 刑法・刑事訴訟法

社会法

〔労働法〕

* 労働基準法・労働組合法・労働関係調整法・労働安全衛生法・男女雇用機会均等法・労働者派遣法他

〔雇用・福祉〕

* 雇用保険法・障害者基本法他

〔医療・公衆衛生〕

* 食品衛生法・毒物及び劇物取締法・化審法・薬事法・健康増進法
他

産業法

〔市場秩序〕

* 独禁法・景表法・不正競争防止法・下請代金支払遅延等防止法他

〔金融・証券〕

* 証券取引法・同施行令・財務諸表等規則・同ガイドライン・連結財務諸表規則・中間財務諸表等規則他

〔貿易・為替・商工業〕

* 外為法・輸出貿易管理令他

* 大店法・割賦販売法・訪問販売等に関する法律他

〔知的財産〕

特許法・商標法・著作権法他

以上

参考資料 5 . 監査報告書本文とその根拠法規

監査報告書本文	根拠法規
監査報告書	商281の3、商特14
当監査役会は、	商特18の2
平成*年*月*日から平成*年*月*日までの第**期営業年度の	
取締役の職務の執行に関して	商274
各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、	商特14、商特18の2
協議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。	商特14
1. 監査役の監査の方法の概要	
各監査役は、	商274
監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、	商特18の2
取締役会その他重要な会議に出席するほか、	商260の3
取締役等から営業の報告を聴取し、	商260、商274
重要な決裁書類等を閲覧し、	商274
本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、	商274
必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。	商274の3、商281の3 11、商特14 3
また、会計監査人から報告及び説明を受け、	商特8、商特13
計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。	商281
取締役の競業取引、	商264、施行規則133 1
取締役と会社間の利益相反取引、	商265、施行規則133 1
会社が行った無償の利益供与、	施行規則133 2
子会社又は株主との通例的でない取引	施行規則133 3
並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、	施行規則133 4、商210～211
上記の監査の方法のほか、	商特14 2
必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。	施行規則133

監 査 報 告 書 本 文	根 拠 法 規
2. 監査の結果	商特14
(1) 会計監査人 監査法人の	商特4
監査の方法及び結果は相当であると認めます。	商特13、商特14 1
(2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。	商281の3 6、商特14 3
(3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。	商281の3 8、商特14 3
(4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。	商281の3 9、施行規則106～108
(5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。	商281の3 10、商特14 3
なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。	施行規則133、商264、商265 商254の3、民644
(異なる監査意見ある場合の付記)	商特14
平成*年*月*日	商特14
*****株式会社 監査役会	
監査役(常勤) ***** 印	施行規則134
監査役(常勤) ***** 印	
監査役 ***** 印	
監査役 ***** 印	
(注) 監査役*****及び監査役*****は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。	
(後発事象)	施行規則132

参考資料 6 . 商法等の主要内容

分類	商法	商法特例法	商法施行規則	規定の主要内容	重要項目	知っておきたいポイント
					印	(文中、商法特例法は特例法、商法施行規則は施行規則と略称。なお商法 18 条 2 項は 18 等と適宜省略記載)
	< 2 編 > < 4 章 > < 3 節 >			< 会社 > < 株式会社 > < 会社の機関 >		
監査役以外のコーポレート・ガバナンスの基本に係わる条文	< 1 款 >			< 株主総会 >		
	230 の 10			総会の権限		・ 商法又は定款に定められた事項のみ決議可能 ・ 決議の内容については、監査役監査実施要領参考資料 8「株主総会の決議事項」参照
	231			総会招集の決定		・ 原則として取締役会が決定
	232			総会招集の通知		・ 原則として 2 週間前に書面で発送 ・ 株主の承諾あれば電磁的方法も可能 ・ 通知には会議の目的事項を記載する ・ 定款変更議案は招集通知にその変更内容を記載する
	342			定款変更の方法		・ 提案できる株主は、6 ヶ月前から引き続き 1% 以上、又は 300 個以上の議決権の保有者 ・ 8 週間前に書面又は電磁的方法で通知
	232 の 2			株主提案権		・ 定款に定めるか、本店所在地又はこれに隣接した場所で開催
	233			総会の招集地		・ 1 年決算会社は毎年一定の時期に開催 ・ 定時総会以外に必要なに応じて開催
	234			定時総会		・ 全株主の同意があれば招集手続の省略可
	235			臨時総会		・ 取締役及び監査役は、総会では次の場合を除き株主の
	236			総会招集手続の省略		
237 の 3			取締役・監査役の説明義務			

分類	商法	商法特例法	商法施行規則	規定の主要内容	重要項目	知っておきたいポイント
						要求に応じ説明する義務がある 会議の目的事項に関係ないとき 説明することが株主共同の利益を害するとき 説明に調査を要するとき ・書面による事前質問では、上記の は該当しない
	237の4			総会の議長		・議長は通常定款で定めている ・定款の定めがなければ総会で選任することになる ・総会の議事整理権は議長にある
	239			総会の決議の方法、議決権の代理行使		・総会の普通決議は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席株主の議決権の過半数で決議する ・株主は代理人に議決権の行使をさせるときは、代理権を証する書面を会社に提出し、会社はその書面を3ヶ月間本店に備置する
	239の2			書面による議決権の行使		・取締役会の決議で総会に出席しない株主が書面で議決権を行使できるようにすることができる ・その場合、招集通知に議決権の行使に参考となる内容を記載しなければならない（施行規則3章参照）
	239の3			議決権の電磁的方法による行使		・前項と類似の内容の議決権の行使が電磁的方法でもできる旨の規定
	241			議決権の数、自己株式等の議決権		・議決権は通常1単元につき1個 ・ただし自己株式を保有している場合、又は子会社がもっている親会社の株式には議決権はない（211の2、参照）
	244			総会の議事録		・総会の議事については、議事の経過及び結果につい

分類	商法	商法特例法	商法施行規則	規定の主要内容	重要項目	知っておきたいポイント
						<ul style="list-style-type: none"> 議事録を作成する 議事録には議長及び出席取締役の署名が必要 議事録は10年間本店に、謄本を5年間支店に備置 株主、親会社の株主はいつでも閲覧請求ができる
	245			営業の譲渡・譲受け等		<ul style="list-style-type: none"> 営業の全部又は重要な一部の譲渡、他会社の営業全部の譲受け等には総会の特別決議が必要
	247			総会決議取消しの訴え 訴えの提起等		<ul style="list-style-type: none"> 株主、取締役、監査役が総会決議の取消しを請求できる場合 <ul style="list-style-type: none"> 招集手続、決議方法に法令・定款違反、著しい不公正があるとき 決議内容が定款に違反しているとき 他
	252			総会決議の不存在・無効確認の訴え		<ul style="list-style-type: none"> 総会の決議そのものが存在しなかった、あるいは決議内容が法令違反のため決議の無効を訴える場合の方法についての他条文の準用規定
	253			提案に全株主が同意した場合の総会決議の擬制		<ul style="list-style-type: none"> 議決権を保有している全株主の同意があれば、総会を開かず、決議があったものとみなすことができる（100%子会社等の総会の省略可能性）
	< 6 節 >			< 定款の変更 >		
	342			定款変更の方法		<ul style="list-style-type: none"> 株主総会の決議が必要（特別決議、343 参照） 招集通知に定款の変更に関する要領の記載が必要
	343			定款変更の決議方法		<ul style="list-style-type: none"> 総株主の議決権の過半数、又は定款に定めた議決権数を有する株主が出席し、出席株主の議決権の3分の2以上の賛成が必要

分類	商法	商法特例法	商法施行規則	規定の主要内容	重要項目	知っておきたいポイント
						・出席を要する株主が有すべき議決権数は、定款でも総議決権の3分の1未満にすることはできない
			< 3章 >	< 参考書類等 >		
			< 2節 >	< 参考書類 >		
			1款	株主総会参考書類及び種類総会参考書類		・総会に出席しない株主が書面をもって議決権を行使する場合、その招集通知に記載すべき参考となるべき事項や、監査役の辞任について本人又は他の監査役が意見を述べる場合その内容について記載すべき事項等を定めている（詳細省略）
			< 3節 >	< 議決権行使書面 >		・書面により議決権を行使する場合の賛否の記載の仕方等を定めている（詳細省略）
			< 2款 >	< 取締役及取締役会 >		
	254 (256の2)			取締役の選任、会社との関係		・選任は株主総会で普通決議による (ただし定款に定めれば総議決権数の3分の1の出席と、出席株主の過半数で決議可) ・会社と取締役の関係は民法643の委任の関係 取締役は委任者である会社に対し善管注意義務を負う
	254の2			取締役の欠格事由		(省略)
	254の3			取締役の忠実義務		取締役は法令、定款並びに総会の決議を遵守し、会社のため忠実にその職務を遂行する義務を負う
	255			取締役の員数		・3人以上
	256			取締役の任期		・2年を超えない

分類	商法	商法特例法	商法施行規則	規定の主要内容	重要項目	知っておきたいポイント
	256の3			累積投票		(省略)
	257			取締役の解任		・取締役の解任は総会の特別決議による
	258			取締役の欠員の場合の処置		・退任又は辞任者の新取締役就任までの権利義務 ・一時取締役の職務代行者(仮取締役)の選任
	259			取締役会の招集者		・各取締役が招集可能。ただし、招集者は通常、取締役会規則に規定 ・規定された招集者以外の取締役が招集請求するときは所定の手続が必要
	259の2 259の3			取締役会の招集通知		・原則一週間前に通知を送付。ただし、定款により短縮可 ・取締役及び監査役全員の同意あるときは通知の省略可
	260			取締役会の権限、取締役の業務執行権		・取締役会は会社の業務の執行を決すると同時に、取締役の職務の執行を監督する ・取締役会で決議すべき重要事項 重要な財産の処分及び譲受け 多額の借財 重要な使用人の選任及び解任 支店等の重要な組織の設置、変更及び廃止 ・代表取締役及び取締役会決議で指名された取締役は会社の業務を執行する(261参照) ・業務を執行した取締役は3ヶ月に1回以上、その執行状況を取締役会に報告する
	260の2			取締役会の決議の方法		・取締役の過半数が出席し出席取締役の過半数で決議 ただし、定款で決議条件を厳しくすることは可

分類	商法	商法特例法	商法施行規則	規定の主要内容	重要項目	知っておきたいポイント
						・議題に特別利害関係のある取締役は決議に参加不可
	260の4			取締役会の議事録		<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会の議事は議事録の作成が必要 ・議事録には議事の経過の要領及び結果を記載し、出席した取締役及び監査役の署名必要 ・議事録は10年間本店で備置 ・株主、親会社の株主又は債権者は裁判所の許可を得て議事録の閲覧、謄写を請求できる
	261			代表取締役		<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会決議で会社を代表する取締役を定める ・代表取締役は複数でも可
	262			表見代表取締役の行為についての会社の責任		<ul style="list-style-type: none"> ・社長、副社長、専務取締役、常務取締役等、通常会社を代表すると思われる名称がついた取締役が行った行為は、たとえ実際に代表権がなくても、善意の第三者に対しては責任を負わねばならない
	263			定款・株主名簿等の備置き等		<ul style="list-style-type: none"> ・定款は本店及び支店に、株主名簿は本店に備置する ・株主、債権者は営業時間内であれば何時でも閲覧請求できる他、親会社の株主も裁判所の許可があれば閲覧請求できる
	264			取締役の競業避止義務		<ul style="list-style-type: none"> ・取締役が自己又は第三者のために、会社の営業の部類に属する取引をするときは、取締役会でその取引についての重要事実を開示したうえで、承認を得る必要がある ・上記の取引をした取締役は遅滞なくその取引についての重要事実を取締役会に報告しなければならない
	265			取締役会社間の取引、利益相反取引		<ul style="list-style-type: none"> ・取締役が会社との間で、製品等の売買行為、金銭の貸

分類	商法	商法特例法	商法施行規則	規定の主要内容	重要項目	知っておきたいポイント
						借行為をなすこと、あるいは会社が取締役の債務の保証行為をする等、利益相反する取引を行うときは、取締役会の承認が必要 ・上記の取引をした取締役は遅滞なくその取引についての重要事実を取締役会に報告しなければならない
	267			株主の代表訴訟		・(参考)株主代表訴訟における監査役の実務対応と留意点(平成6年10月24日 法規委員会)
	268			同前 管轄、訴訟参加、訴訟の告知、和解、補助参加等		・株主代表訴訟・提訴請求受領後30日間の監査役の実務対応(平成13年9月26日 ケース・スタディ委員会)
	269		107の11 103の10	取締役の報酬		・取締役の報酬は以下の事項を定款で定めない場合は総会の決議による 報酬額が確定していればその金額 額が確定していなければ具体的な算定方法 報酬中金銭でないものはその具体的内容 ・総会に上記の報酬議案を出す場合は相当とする理由を開示 ・取締役の報酬は附属明細書にその総額を記載 ・定款で責任軽減規定を定めた会社は報酬総額を営業報告書に記載
	272			株主による違法行為差止請求権		・取締役が法令、定款に違反した行為をなし、これにより会社に回復できない損害を生じるおそれある場合は、6ヶ月前から引き続き株式を保有していた株主は、取締役に対しその行為の差し止め請求ができる

分類	商法	商法特例法	商法施行規則	規定の主要内容	重要項目	知っておきたいポイント
	(211の2)	1の2 (2)	(2 18)	定義 (定義) (子会社による親会社株式取得の制限等)		<ul style="list-style-type: none"> ・大会社：資本の額 5億円以上 負債の部の金額 2百億円以上 ・小会社：資本の額 1億円以下 ・みなし大会社：資本金1億円以上(いわゆる中会社)で、かつ特例法2条2項の監査等に関する特例の適用を受ける旨定款で定めている会社 ・委員会等設置会社：大会社又はみなし大会社で、特例法2章4節の委員会等設置会社に関する特例を受ける旨定款で定めている会社 ・連結子会社：他の株式会社により経営を支配されているものとして法務省令で定める会社 ・子法人等：他の会社により実質的に支配されている会社(財務諸表等規則8 参照) ・親会社、子会社の定義：A社がB社の総株主の議決権の過半数を保有している場合、A社は親会社、B社は子会社。 B社の子会社(いわゆる孫会社)もA社の子会社。 A、B両社でC社の議決権の過半数を保有すればC社はA社の子会社。
		1の3		重要財産委員会の設置等		<ul style="list-style-type: none"> ・設置の要件 大会社又はみなし大会社 取締役の数が10人以上 取締役のうち1人以上が社外取締役

分類	商法	商法特例法	商法施行規則	規定の主要内容	重要項目	知っておきたいポイント
						<ul style="list-style-type: none"> ・組織 取締役3人以上(必ずしも社外取締役が入る必要はない) メンバーは取締役会で選任決議 ・機能 取締役会の決議に基づき委任を受けた事項の決定
		1の4		重要財産委員会の運営		(省略)
		1の5		重要財産委員会の登記		(省略)
		<4節>		<委員会等設置会社に関する特例> (省略)		
		<3章>		<小会社に関する特例> (省略)		
		<3款>		<監査役>		
監査役制度 そのものに 係わる条文	273			任期		<ul style="list-style-type: none"> ・4年 ・定款により任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期を前任者の任期に合わせることができる
	275の3			監査役の任免について意見を述べる権利		<ul style="list-style-type: none"> ・株主総会で監査役の選任又は解任について意見を述べるができる
	275の3 の2			辞任監査役の総会出席権・意見陳述権		<ul style="list-style-type: none"> ・任期途中で辞任した監査役は、その後最初に招集された株主総会に出席しその旨及び理由を述べることができる ・会社は任期途中で辞任した監査役に対し総会を招集する旨の通知をすることが必要

分類	商法	商法特例法	商法施行規則	規定の主要内容	重要項目	知っておきたいポイント
	276			兼任禁止		<ul style="list-style-type: none"> 会社又は子会社（上記定義参照）の取締役や使用人との兼務は不可
	279		107の11 103の10	監査役の報酬		<ul style="list-style-type: none"> 定款かもしくは株主総会の決議で定める 上記で総額を決めた場合、個人別報酬額は監査役協議で定める 監査役は報酬について株主総会で意見を述べるができる 監査役の報酬は附属明細書にその総額を記載 定款で責任軽減規定を定めた会社は報酬総額を営業報告書に記載
	279の2			監査費用		<ul style="list-style-type: none"> 監査に必要な費用は会社に請求できる 会社はそれが不必要と証明できなければ支払いを拒めない
	280			取締役に関する規定の準用		<ul style="list-style-type: none"> 選任、会社との関係（委任の関係、善管注意義務を負う） 欠格事由 選任決議の定足数 解任欠員の場合の処置等 責任の軽減 第三者に対する責任 株主代表訴訟
		18		監査役員の員数等（大会社） 員数 常勤監査役の互選 選任についての同意権・提案請求権		<ul style="list-style-type: none"> 3人以上。半数以上は社外監査役（過去にその会社の取締役又は使用人の経験がない者） 常勤監査役の選任は監査役会で行う場合と監査役の互選で行うケースがある。いずれも監査役の過半数の同意が必要。監査役会の決議による場合は議事録が必要 監査役の選任について監査役会は同意権、提案請求権

分類	商法	商法特例法	商法施行規則	規定の主要内容	重要項目	知っておきたいポイント
				連結子会社の取締役等との兼任禁止		をもつ ・実質支配会社を含む(276条子会社との兼任禁止参照)
		18の2		監査役会の組織等		・大会社では監査役全員で監査役会を組織する ・監査役会は特例法上の権限の他、監査役の職務執行全般に関する事項を決議する ・個々の監査役の権限行使を妨げることはできない (独任制) ・監査役は監査役会の求めがあれば、その職務の執行状況を監査役会に報告しなければならない
		18の3		監査役会の決議方法等		・原則過半数、ただし以下の場合には全員の同意が必要 会計監査人の解任 取締役の責任軽減規定関連 代表訴訟の場合の会社の補助参加 ・取締役会に関する規定の準用 招集者(259) 招集通知(259の2) 招集手続の省略(259の3) 議事録(260の4)
監査役 の職務に 係わる 条文	260の3			監査役 の取締役 会出席・ 意見陳述 義務、 取締役会 招集請求 権		・取締役会 に出席し、 必要があ れば意見 を述べな ければ ならない ・取締役 の行為が 法令、定 款に違反 するおそ れのある 場合は、 取締役会 でこれを 報告し、 必要があ れば取締 役会の招 集を請求 する
	274			取締 役職務 執行監 査権		・監査役 の職務に ついての 基本条文

分類	商法	商法特例法	商法施行規則	規定の主要内容	重要項目	知っておきたいポイント
				会社業務・財産調査権		<ul style="list-style-type: none"> < 監査役は取締役の職務の執行を監査す > ・ 監査役はいつでも必要な報告を求めたり、会社の業務及び財産を調査したりすることができる
	274 の 2	19		取締役の監査役への報告義務		<ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには監査役会にこれを報告しなければならない
	274 の 3			子会社調査権		<ul style="list-style-type: none"> ・ 親会社の監査役はその職務上必要あるときは、子会社に対し営業の報告を求め、又は業務及び財産の調査をすることができる ・ 子会社は正当な理由があればこれを拒むことができる
		19 の 3		監査役による連結子会社の調査等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 連結計算書類に関する職務を行うため、必要があるときは連結子会社に対して会計に関する報告を求め、又は業務及び財産の状況を調査することができる ・ 子会社の拒否については上記と同様
	275			調査及び総会への報告義務		<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査役は取締役が総会に提出する議案その他を調査し、法令、定款に違反したり、著しく不当と思われる事項があれば、株主総会でその意見を報告しなければならない
	275 の 2			監査役による違法行為差止請求権		<ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役が会社の目的外の行為や、法令、定款に違反して会社に著しい損害を与えるおそれがある場合は、監査役はその行為を止めることを請求できる
	275 の 4			取締役会社間の訴え等の代表		<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社と取締役間で訴えが提起された場合は監査役が会社を代表する

分類	商法	商法特例法	商法施行規則	規定の主要内容	重要項目	知っておきたいポイント
	<4節>			<会社の計算>		
	281			貸借対照表等の作成、記載事項・記載方法、法務省令への委任		<ul style="list-style-type: none"> 取締役は毎決算期に次の書類（計算書類等）を作成し取締役会で承認を受ける <ul style="list-style-type: none"> 貸借対照表 損益計算書 営業報告書 利益処分案又は損失処理案 <ul style="list-style-type: none"> ～の附属明細書 上記の計算書類等は監査役の監査が必要 計算書類等の記載の詳細は法務省令で別途定める
	281の2			計算書類・附属明細書等の監査役への提出時期（原則）		<ul style="list-style-type: none"> 計算書類等の提出の法定期限等については、実施要領（案）9「株主総会関係日程と監査役の対応例」参照
		12		計算書類等の提出期限（大会社）		<ul style="list-style-type: none"> 同上
	281の3			監査役の監査報告書（原則）		<ul style="list-style-type: none"> 監査役は計算書類を受領後4週間以内に監査報告書を取締役に提出する 監査報告書の記載内容については、実施要領（案）2「監査役の期中監査結果の整理方法例」参照
		14		監査役会の監査報告書（大会社）		<ul style="list-style-type: none"> 監査役は会計監査人監査の相当性の判断を含め監査結果を監査役会に報告 監査役会は、会計監査人の監査報告書受領後一週間以内に監査報告書を取締役に提出し、その謄本を会計監査人に送付 監査報告書の内容は本条及び協会ひな型参照 監査報告書には各監査役の意見を付記することができる

分類	商法	商法特例法	商法施行規則	規定の主要内容	重要項目	知っておきたいポイント
			< 7 章 >	< 計算書類等の監査等 >		
			< 1 節 >	< 大株式会社及びみなし大株式会社における監査 >		
			< 1 款 >	< 総則 >		
			127	大株式会社及びみなし大株式会社の監査報告書		・大会社の監査役会及び会計監査人の監査報告書の記載方法は 1 節に定める
			128	(監査報告書) 作成の基本原則		・ 監査報告書は監査の方法及び結果を正確に示すよう明瞭に記載しなければならない ・ 監査の方法の概要は、監査の信頼性を正確に判断できるように記載しなければならない
			< 3 款 >	< 監査役会の監査報告書 >		
			132	後発事象		・ 営業報告書に記載されていない決算期後に生じた重要な事実について取締役から報告があった場合、監査報告書にその事実を記載しなければならない。ただし会計監査人の監査報告書に記載があればその限りではない (施行規則 129 参照)
			133	競業取引等についての監査に関する記載		・ 監査報告書に取締役の義務違反について記載する場合、次の事項は特に注意して監査しなければならない 競業取引 利益相反取引 無償の利益供与 子会社又は株主との非通例的取引 自己株式の取得、処分、株式失効手続

分類	商法	商法特例法	商法施行規則	規定の主要内容	重要項目	知っておきたいポイント
						・上記についてはその事項ごとに監査の方法の概要を記載しなければならない
			134	署名等		・各監査役は監査報告書に署名押印し、この場合常勤監査役はその旨を記載しなければならない
	282			計算書類・監査報告書等の備置き等		・法定書類の備置については、実施要領(案)参考資料10「備置・閲覧に供すべき書類等一覧表」参照
	283			計算書類等の報告・承認・公示、貸借対照表の要旨の記載方法の法務省令への委任		<ul style="list-style-type: none"> ・取締役は計算書類を総会に提出し、営業報告書を報告、かつ貸借対照表、損益計算書、利益処分又は損失処理案は承認が必要(特例法16参照) ・招集通知には計算書類と、監査報告書の謄本の添付が必要 ・総会承認後遅滞なく貸借対照表又はその要旨の公告が必要。要旨の記載方法は法務省令参照 ただし会社が取締役会の決議により、ホームページ等で5年間の間不特定多数の人が見られるようにすれば公告の省略が可
		16		定時総会における貸借対照表及び損益計算書の取扱い等		・総会に提出する計算書類について、会計監査人及び監査役会の監査報告書に適法意見があれば、貸借対照表及び損益計算書は承認を要せず、報告事項とすることができる
	284の2			資本、払込剰余金		(省略)
	285			資産評価方法の法務省令への委任		<ul style="list-style-type: none"> ・資産評価の原則は34条に記載されているがその具体的な詳細は、施行規則で制定されている (会計知識 参考資料10参照)

分類	商法	商法特例法	商法施行規則	規定の主要内容	重要項目	知っておきたいポイント
	288			利益準備金		・資本準備金と併せて、資本金の4分の1に達するまで積立てなければならない
	288の2			資本準備金		(省略)
	289			法定準備金の使用・減少		・法定準備金の使用は、原則取締役会の決議による資本組入れ(293の3)か、欠損の補填に限る ・ただし、総会決議により、資本金の4分の1を超える金額を取り崩すことができる
	290			利益配当の要件 財源規制		・配当についての限度額の規定 ・毎決算期に要チェック
	293			利益の配当と株主平等		(省略)
	293の2			利益の資本組入れ		(省略)
	293の3			準備金の資本組入れ		・289参照
	293の5			中間配当		・中間配当に関する規定 ・の限度額については毎決算期、要チェック
	293の6			株主の帳簿閲覧権		・総株主の議決権の3%以上保有している株主は、必要理由を記して書面で請求すれば、会計帳簿及び資料の閲覧又は謄写の請求ができる
	293の7			同前 請求を拒むことができる場合		(省略)
	293の8			親会社の株主の子会社の帳簿等の閲覧請求権		・親会社の株式を3%以上保有している株主は、裁判所の許可を得て子会社の会計帳簿及び資料の閲覧又は謄写の請求ができる
	295			株主の権利の行使に関する利益供与		・何人に対しても株主の権利行使に関し、会社又は子会社の計算において、財産上の利益供与をしてはならない

分類	商法	商法特例法	商法施行規則	規定の主要内容	重要項目	知っておきたいポイント
						<ul style="list-style-type: none"> ・特定の株主に対し、無償で又は著しく不当な対価で同上の利益供与をしたときは、株主の権利の行使に関して行われたものと推定される ・利益供与を受けた者はこれを会社又は子会社に返還しなければならない
		8		監査役会に対する会計監査人の報告		<ul style="list-style-type: none"> ・会計監査人はその職務を行うに際して、取締役の職務遂行に関し、不正の行為又は法令、定款に違反する重大な事実を発見した場合は監査役会に報告しなければならない ・監査役は必要があれば、会計監査人に対しその監査に関する報告を求めることができる
		19の2		連結計算書類		<ul style="list-style-type: none"> ・大会社の取締役は連結計算書類を作成しなければならない ・連結決算書類は、取締役会の承認後、監査役及び会計監査人の監査を受けなければならない ・取締役は連結計算書類の内容を総会で報告し、かつ監査の結果を報告しなければならない
			5章	貸借対照表等の記載方法等		<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書の記載内容、並びに公告すべき計算書類の内容はこの章に定められている（詳細省略）
		<2節>		<監査等に関する特例>		
会計監査人に関する条文		2		会計監査人の監査		<ul style="list-style-type: none"> ・大会社は計算書類等、ただし営業報告書及び附属明細書については、会計に関する部分に限り、監査役の監査の他に会計監査人の監査を受けなければならない

分類	商法	商法特例法	商法施行規則	規定の主要内容	重要項目	知っておきたいポイント
		3		会計監査人の選任		<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査人は株主総会で選任する ・ 選任の議案には監査役会の同意が必要 ・ 監査役会の決議により選任についての提案請求ができる
		4		会計監査人の資格		(省略)
		5の2		会計監査人の任期		<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年。ただし総会で別段の決議がなければ再任されたものとみなされる ・ 再任しないことについても監査役会は同意権、提案請求権を有する
		6 6の2		会計監査人の解任		<ul style="list-style-type: none"> ・ 株主総会決議で何時でも解任できる ・ 解任された会計監査人は、正当な理由がなければ損害賠償の請求ができる ・ 解任議案の提出に関し監査役会は同意権、提案請求権を有する ・ 会計監査人が一定条件を満たさず不適格な場合、監査役会の全員一致の決議で解任することができる
		6の3		会計監査人の選任等についての意見陳述		<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査人は、選任、不再任又は解任について、株主総会で意見を述べることができる
		6の4		会計監査人の欠けた場合等の処置		<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査人が欠けた場合、遅滞なく選任されないときは、監査役会の決議により、一時会計監査人を選任しなければならない
		7		会計監査人の権限等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計帳簿及び資料の閲覧又は謄写 ・ 業務及び財産の調査 ・ 子会社もしくは連結子会社に対し会計に関する報告を

分類	商法	商法特例法	商法施行規則	規定の主要内容	重要項目	知っておきたいポイント
						<p>求め、又は業務及び財産の状況を調査する。ただし連結子会社については連結計算書類に関するものに限る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子会社等は正当な理由があればこれを拒むことができる（274の3 参照）
		12		計算書類等の提出期限		<ul style="list-style-type: none"> ・計算書類等の提出期限については、実施要領（案）参考資料9「株主総会関係日程と監査役への対応例」参照
		13		会計監査人の監査報告書		<ul style="list-style-type: none"> ・会計監査人は取締役から計算書類を受領した日から4週間以内に監査報告書を監査役会及び取締役に提出しなければならない ・監査報告書に記載すべき内容の詳細については省略記載方法については法務省令で定められている（施行規則7章1節2款参照） ・監査役は会計監査人に対し、監査報告書についての説明を求めることができる
			<7章> <1節> <2款>	<会計監査人の監査報告書>		
			129	後発事象		<ul style="list-style-type: none"> ・会計監査人の監査報告書には、決算期後に生じた重要な事実について、営業報告書に記載があったときはその旨、取締役から報告があるときはその事実を記載しなければならない
			130	営業報告書の監査に関する記載等		<ul style="list-style-type: none"> ・営業報告書及び附属明細書の監査の方法の概要及び結果には、監査対象にした会計に関する部分を示して記

分類	商法	商法特例法	商法施行規則	規定の主要内容	重要項目	知っておきたいポイント
						載しなければならない ・営業報告書及び附属明細書の会計に関する部分のうちに、決算期後に生じた事実に関する事項その他の監査のため、必要な調査ができなかった事項があるときは、その事項を示さなければならない
			131	署名等		・会計監査人である公認会計士又は監査法人の代表者は監査報告書に署名押印しなければならない。監査法人の場合は、職務を行った社員も同じ
		17		定時総会における会計監査人の意見陳述		・会計監査人の監査結果が監査役会又は監査役の意見と異なるときは、定時総会に出席して意見を述べることができる ・定時総会において会計監査人の出席を求める決議があれば、出席して意見を述べなければならない
責任又は罰則に関する条文	266			取締役の会社に対する責任		・取締役が以下を行ったときは会社に対し損害賠償責任を負う 違法配当議案の提出 株主の権利の行使に関する利益供与（295） 他の取締役に対する金銭の貸付 取締役の利益相反取引（265） 法令、定款違反行為他 ・上記の行為が取締役会の決議による場合は賛成した取締役は連帯責任 ・議事録に異議をとどめない者は決議に賛成したと推定される

分類	商法	商法特例法	商法施行規則	規定の主要内容	重要項目	知っておきたいポイント
	266の3			取締役の第三者に対する責任		<ul style="list-style-type: none"> ・取締役が悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合は連帯して損害賠償の責任を負う ・重要な書類に虚偽記載を行って第三者に損害を与えた場合も同様 ・取締役会決議による場合は266と同じ
	277			監査役の会社に対する責任		<ul style="list-style-type: none"> ・監査役がその任務を怠り会社に損害を与えた場合、関連した監査役は連帯して損害賠償の責任を負う
		18の4		監査役の損害賠償責任		<ul style="list-style-type: none"> ・監査役個人が第三者に対して責任を負う場合 職務を行うにつき悪意又は重過失があった場合 監査報告書の重要事項に虚偽記載をした場合 ・監査役会の決議に基づく場合は賛成した監査役は責任を問われる。議事録に異議をとどめていない場合には賛成したものと推定される
	278	11		取締役との連帯責任 会計監査人、取締役及び監査役の連帯責任		<ul style="list-style-type: none"> ・監査役が損害賠償責任を負う場合に取締役にも責任がある場合は連帯して責任を負う ・会計監査人が損害賠償の責任を負う場合、その責任が取締役、監査役にもある場合連帯して責任を負う
	280			取締役に対する規定の準用		<ul style="list-style-type: none"> ・監査役が監査報告書に重要な虚偽記載をした場合 第三者に対し損害賠償の責任を負う(266の3)
		9・10		会計監査人の損害賠償責任		<ul style="list-style-type: none"> ・任務の懈怠により会社に損害を生じさせた時は、会社に対し連帯して損害賠償の責任を負う ・監査報告書に虚偽記載をして第三者に損害を生じさせた時は、第三者に対し連帯して損害賠償の責任を負う。ただし注意を怠らなかつたことを証明すればその

分類	商法	商法特例法	商法施行規則	規定の主要内容	重要項目	知っておきたいポイント
<刑事責任>						限りではない
	486			発起人、取締役等の特別背任罪		・10年以下の懲役又は千万円以下の罰金 (監査役も該当)
	489			会社財産を危うくする罪		・5年以下の懲役又は5百万円以下の罰金(同上)
	490			不実文書行使罪		・同上(同上)
	491			預合いの罪		・同上(同上)
	493			発起人・取締役、監査役等の洗職罪		・同上(同上)
	494			会社荒し等に関する贈収賄罪		・同上(同上)
	495			賄賂の没収・追徴		・不正により得た利益はすべて没収される旨の規定
	497			株主の権利の行使に関する利益供与・利益供与要求の罪		・総会屋の排除と健全な株主総会の運営を目的に ・3年以下の懲役又は3百万円以下の罰金 ・監査役も該当
	498			過料に処すべき場合		・百万円以下の過料に関する規定(監査役も該当)
	28		会計監査人等の汚職の罪		・会計監査人がその職務に関し、不正の請託を受け収賄行為をすると5年以下の懲役又は5百万円以下の罰金	

参考資料 7 . 商法以外に監査役に関連の深い主要な法律の抜粋

・証券取引法

昭和 23 年 4 月 13 日 法律第 25 号

5 月 6 日 施行

- ・ 目的 : 国民経済の適切な運営及び投資者の保護のために、有価証券の発行及び売買その他の取引を公正ならしめ、かつ有価証券の流通を円滑ならしめること。
- ・ 主要内容 :
 - 1 . 企業内容の開示に関する規定
 - < 発行市場における開示 >
 - (4 条) 証券の募集又は売出しの場合の届出
 - (5 条) 有価証券届出書の提出と添付書類
 - (13 条) 目論見書・仮目論見書の作成使用
 - < 流通市場における開示 >
 - (24 条) 有価証券報告書の提出
 - (24 条の 5) 半期報告書、臨時報告書
 - (25 条) 有価証券届出書・有価証券報告書等の公衆縦覧
 - 2 . 公開買付けの場合の開示に関する規定
 - 3 . 株券等の大量保有の状況の開示に関する規定
 - 4 . 証券会社、証券業協会、証券取引所等の監督に関する規定
 - 5 . 会計事項に関する関連法規
 - (193 条) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 (大蔵省令 59 号)
 - ・ ただし、この規則に定めがない場合は一般に公正妥当と認められる会計基準に従う。

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則
(大蔵省令 28 号)

6 . インサイダー取引規制

(166 条) 内部取引規制 会社関係者の場合

対象有価証券について、内部者として重要事実を知った者は、これが公表される前に売買取引をしてはならない旨の規定。

< ポイント >

- ・ 対象有価証券は何か :
 - 上場会社等の特定有価証券で政令で規定株券、新株引受権証書、新株予約権証書、社債券などが含まれる。
- ・ 会社関係者とは誰か :
 - (内部者) 上場会社の役員、従業員 (含、パートタイマー) 帳簿閲覧権を持つ株主 (議決権の 3 % 以上所有)
 - (準内部者) 当該会社に対して調査権、報告書等の受理権等、法令に基づく権限を持つもの (含、公務員) 当該会社と契約を締結している者 (会計士、顧問弁護士等)
 - (情報受領者) 内部者又は準内部者から重要事実の伝達を受けた者
- ・ 重要事実とは何か :
 - 166 条 に列記されている事項
 - その他これに準ずる政令で定める事項
 - 上場会社に関するものと、その子会社に関するものがあり、それぞれ「決定事項」「発生事実」「業績予想の

変動」「その他の事実」に大別される。

・公表の時期はいつか：

公表とは重要事実等が多数のものが知り得る状態になる措置であり、詳細は省令で規定。

一般紙や放送局など二つ以上の報道機関に公開し 12 時間以上経過することが原則。

7. 監査

(193 条の 2) 公認会計士・監査法人の監査証明

昭和 26 年 7 月から公認会計士の監査証明を義務付け。49 年には商法特例法により、大会社について、会計監査人(公認会計士又は監査法人)の事前監査を強制。

8. 罰則

(8 章) 罰則

197 条以下に最高懲役 5 年、罰金 500 万円以下を筆頭に相当数の罰則規定が定められている。

一般に証取法の関連の罰則は厳しく知らなかったでは済まされないとされている。

(例)

インサイダー取引違反(198 - 19 号)：3 年以下の懲役、3 百万円以下の罰金

(198 の 2)：その行為で得た利益の没収

有価証券報告書虚偽記載罪(197 1 号)：

5 年以下の懲役、5 百万円以下の罰金

半期報告書・臨時報告書虚偽記載罪(証取 198 - 6 号)：3 年以下の懲役、3 百万円以下の罰金

・独禁法(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)

昭和 22 年 4 月 14 日 法律 54 号

7 月 1 日 施行

・目的：私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正かつ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇用及び国民所得の水準を高め、もって、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進すること。

・主要内容：

1. 禁止行為の 3 本柱

(3 条) 私的独占の禁止：支配力行使による他の事業者の事業活動の排除、支配の禁止

(3 条) 不当な取引制限の禁止：カルテル・談合の禁止

(19 条) 不公正な取引方法の禁止：不公正な競争を阻害する行為の禁止

2. 組織規定：公正取引委員会の組織について

(27 条～44 条)

3. 手続規定：調査・審判・審決の手続について

(45 条～70 条)

4. 罰則：

・カルテル行為があった場合の課徴金(7 条の 2)
大企業の場合

カルテル実行期間中の対象商品などの純売上高 ×
6% (注 現在課徴金の率の引き上げについて、国
会審議中)

・ 刑事罰 (89 条 ~ 95 条の 3)

(89 条) 私的独占又は不当な取引制限の罪

個人 : 3 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金

(95 条) 両罰規定

法人 : 5 億円以下の罰金

法人の代表者 : 500 万円以下の罰金

・ 関連法規 :

1 . 景表法 (不当景品類及び不当表示防止法)

商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示に
よる顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保するための法律

2 . 下請法 (下請代金支払遅延等防止法)

下請代金の支払遅延等を防止することによって、親事業
者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、
下請事業者の利益を保護するための法律

3 . 不正競争防止法

事業者間の公正な競争、及びこれに関する国際的約束の
的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争
に係る損害賠償等を講じ、もって国民経済の健全な発展に
寄与するための法律

(第 11 条)「外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止」

・ 環境基本法

平成 5 年 11 月 19 日 法律 91 号

11 月 19 日 施行

- ・ 目的 : 環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公
共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、
環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めること
により、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推
進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の
確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献すること。

・ 基本理念 :

環境の恵沢の享受と継承
環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築
国際的協調による地球環境保全の積極的推進

・ 関連法規 :

循環型社会形成推進基本法
資源有効利用促進法
廃棄物処理法
その他各種のリサイクル法及びグリーン購入法等